

## 源義忠の暗殺と源義光

貴方はこの「秘密」が四半世紀も貴方に解かれることばかりを待っていたとお思いなのじゃなくて？

——M・エリアーデ『ホーニヒバルガー博士の秘密』

### 佐々木 紀 一

天仁二年（一一〇九）二月の源義忠の殺害とその後の源義綱一族の没落は、源義家の築いた武家棟梁としての源氏の地位を揺るがせ、以降の平家の擡頭を許す契機となつたから、少なからぬ政治史的意義を持つ事件である。従つて院政時代史の研究に言及される事が多く、竹内理三氏<sup>①</sup>・安田元久氏<sup>②</sup>は義綱一族の没落と為義の起用に、摂関家に近い源氏内紛への白河院の介入の政治的意図を見いだしてゐる。対して上横手雅敬氏は院に源氏抑制の意図はなく若年の為義の起用は逆にその引き立てとする<sup>③</sup>。元木泰雄氏も上横手氏の見解を受け継ぐが、義綱一族の滅亡に発展する過程には、義忠殺害嫌疑人の源重実と、義明追捕の際の不手際から処分された重時兄弟の佐渡氏と義家一族との対立が関与してゐるとし、棟梁義家死後の源氏一族諸流の自立が事件の歴史的背景であるとす<sup>④</sup>。

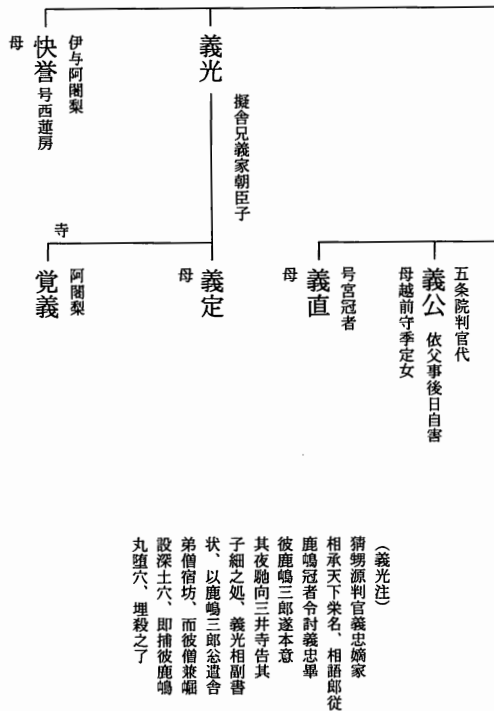
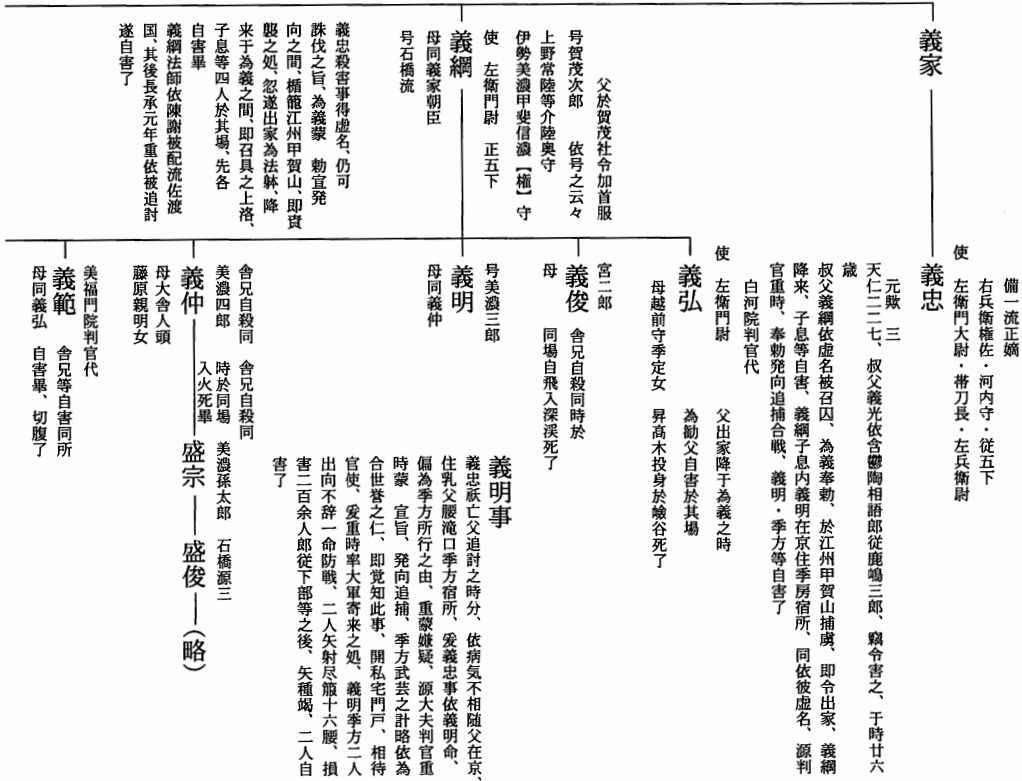
何より事件の性格から真相を究明するのは困難であるが、義忠暗殺の真相と義綱一族追討の経緯について詳細に記すのが『尊卑分脈』で

ある。即ち義忠が源氏棟梁に就くことを叔父の義光が嫉み、鹿島冠者を操り、暗殺実行後、弟の快誉と共謀して、冠者を堀埋めてその口を封じたとする陰惨な記事が見える。源氏棟梁の座を巡る一族の内紛を端的に示すが、『佐竹家譜』<sup>⑤</sup>の指摘通り、一族の血の復讐を伴ふ筈の極秘情報は何故『尊卑』に伝はつたか。

『尊卑』の説は稗史『前太平記』に敷衍され、藩祖を卑劣漢にする事ができない『佐竹家譜』ではそれを否定し<sup>⑥</sup>、蓋然的に義光無罪・義綱真犯人説を展開するが、現在の所、西岡虎之助氏<sup>⑦</sup>も『尊卑』を受け、竹内氏・安田氏・上横手氏は真偽不明としながら『尊卑』記事を紹介してゐる。しかし元木氏が事件の考察に利用しないのは正しく、その史料的价值には確かに問題が多いと筆者にも思はれる。此処では『尊卑』の義家流記事の価値を批判し、事件以外に通説とされる為義の出自について『尊卑』を否定するものである。そこから更に義光首謀者説の成り立つ背景がある事を指摘するものである。

#### 一、『尊卑分脈』の注記

新訂増補国史大系本は源氏系図の底本を林家校訂本とし、脇坂本・前田家所蔵一本・内閣文庫本・故実叢書本によるとある（異本の異同は【】で示す）。煩雑であるがその本文を挙げれば以下の通り（「第一義家長子義親并二男義国流」・「第三頼義次男賀茂二郎義綱三郎義光流」より抜粋）。



『尊卑』では義忠の殺害後、義綱が「得虚名」、為義が誅伐の命を受けた為、甲賀山に立て籠もり為義が攻め寄せた時、義綱は出家降参、子息四人は降参前に自害、義綱は佐渡に流罪の後、長承元年に追討を受け自害したとする。一方義明は父の逃亡時は病気の為、在京し、義忠殺害への関与を「重蒙嫌疑」つた為、檢非違使重時の大軍の追討を受け、奮戦した後、自害したとする

然るに同時代の記録『殿曆』<sup>3)</sup>を見るに、事件の経過は以下の通りとなる。

(二月六日条) 伝聞、檢非違使源義忠(義家男)、去三日夜被殺害了、而間民部卿来云、院仰也、義忠事何様可被行乎、大略申了(八日条) 今日有左府之許重実郎等召之、仍左府家を檢非違使数多ウチかコム、而重実夜前被進、於郎等者籠彼、仍召之、而間一人

自害

(十日条) 今日予参院

(十一日条) 予参院(中略) 参内

(十二日条) 今日依夢想不出行、從院召黒馬、懷誉阿闍梨來

(十四日条) 参院

(十五日条) 於院御使民部卿來、義忠殺害人沙汰也

(十六日条) 今日依物忌不出行、而間從院經忠朝臣來云、義忠犯人

人被擲間狼藉極甚、仍雖物忌参内<sup>レ</sup>、催諸陣官人可令候者、仍忿

参内候内、追捕間美濃前守義綱三男義明、其庭被殺害了、件男犯

人方人也、仍美濃前守義綱去京、向近江辺云、然間予仰檢非違使

見之

(十七日条) 依召参院、仰云、義綱朝臣如謀反<sup>ト</sup>向坂東了、如何、

予召人々可沙汰候由奏了、仍内府・民部卿・源大納言俊実参入儀

定、戊剋許、出羽守光国・義家朝臣四郎男為義、為追捕義綱遣之、

今夜昨日追捕檢非違使重時被止大夫尉

(十八日条) 從内退出、戊剋許参院、隨身義綱消息也、夜中許退、

義綱於近江国出家、仍為実檢遣檢非違使府生有貞、予於院仰之

(二十二日条) 余参院、今日追捕使為義、義綱尋得由、進申文、

仍於院公卿定之

(二十九日条) 今日及晩頭参内、今日義綱<sup>(定九)</sup>実也、依法家勘文被行

流罪<sup>註</sup>

後の編纂史料を見るに『百鍊抄』では、

二月三日夜、檢非違使左衛門尉源義忠為郎從、被刃傷、同五日死

去

七日、遣廷尉等於左大臣第、責取殺害義忠之嫌疑人源重実

十六日、仰廷尉源重時、令追討美濃守義綱三男義明、并前滝口藤

原季方等、今夜義綱朝臣鬱憤赴東国、即公家遣追討使

廿五日、為義於近江国甲賀郡、尋得義綱、義綱於大岡寺出家

廿九日、前美濃守義綱勘罪名、配流佐渡国、背朝憲赴城外之故也、

令諸卿定申之

『十三代要略』では、

(天仁) 二年

二月三日夜、檢非違使左衛門少尉源義忠為郎等被刃傷

同五日暎、死去

七日、捕重実

十六日、追捕義明・季方等、依殺害義忠之疑也

廿九日、配流前美濃守義綱於佐渡国、以前源為義捕「追」也。

とある。『尊卑』に拠れば最初に義綱が嫌疑を受け甲賀に逃亡し、別

に嫌疑を受けた義明が追捕された事になり、義綱は為義に攻め寄せら

れた後、出家降参したとする。しかし三書とも義綱の出奔は義明の追

捕後で、『殿曆』を見る限り、義明の捕殺に憤慨した為であるから『尊

卑』は事実の展開に於いて先づ大きく異なる。

次に『尊卑』の当該箇所<sup>⑩</sup>の注記が胡乱な事も気になる。義綱の官途

は確認される限り、左衛門少尉<sup>⑪</sup>から檢非違使を兼ね<sup>⑫</sup>、下野守<sup>⑬</sup>、

陸奥守<sup>⑭</sup>、美濃守<sup>⑮</sup>が官途で、從四位上にまで昇つた事が分かり<sup>⑯</sup>、

事件の時には前掲『殿曆』に「美濃前司」とあるから、美濃守が極官

である筈が、『尊卑』では数力国の受領歴があると<sup>⑰</sup>する。また義綱

の子の内、義範を「美福門院判官代」とするが、時代が合はず<sup>⑱</sup>、義

公は「五条院判官代」とあるが、「五条院」は該当者がゐない。義弘は檢非違使左衛門尉とあるが、古記録には白河院藏人として見えるのみである<sup>10)</sup>。一方の殺された義忠も帯刀長<sup>11)</sup>を経、檢非違使左衛門尉<sup>12)</sup>が極官だが、『尊卑』の左兵衛尉・河内守・兵衛権佐は未確認であり、且つ最後の官は当時の源氏には不相応である。従つて『尊卑』の当該箇所の史料性は十全ではなく、同時代の政治の中核にあつた藤原忠実の記録を否定して『尊卑』に就く必要はないのである。

故に元木氏が事件の経緯を辿る上で、『尊卑』を利用しないのは正しい訳だが、嫌疑が源重実から一転して義明に移されたと解し、それと弟の重時が追捕の際、義明を死に至らしめた事を関連させ、重実兄弟の父重宗が敵対した美濃源氏の国房を国守時代の義綱が庇護した事のあつたから、義綱と重宗一族との対立が事件の展開の背景にあるとする氏の推定に筆者は従ひ難い<sup>13)</sup>。『殿曆』二月十六日条を見る限り義明は共犯とあり<sup>14)</sup>、真犯人は前日に追捕された重実と解されるからである。後年義親を名乗る者が殺された時の公卿僉議で、

治部卿被申云、大底如人々定申、但儲尋犯人可被行罪過、又能俊為別當時、檢非違使義忠於私宅被害畢、依其事無過怠之徒罷成畢、  
如然事能々可被案候也者<sup>15)</sup>

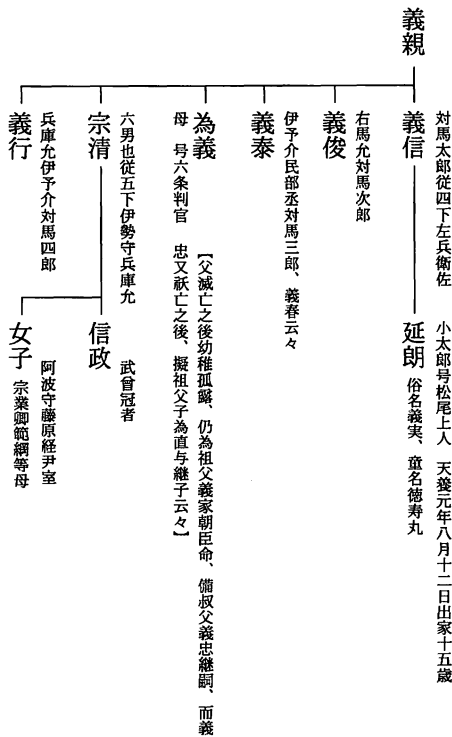
の明快でない傍線部を竹内氏の通り、無罪の者が有罪にされたと解するとしても、それが義綱親子を指すのか、重実を指すのか明らかではないのである。

義家死後、源氏の諸一族が自立を目指し、互ひに対立する事態のあつた事は暗殺事件の一般的背景として認められるとしても、事件の真相を明らかにする事が出来ないのが現状である。当然、胡乱な記事の

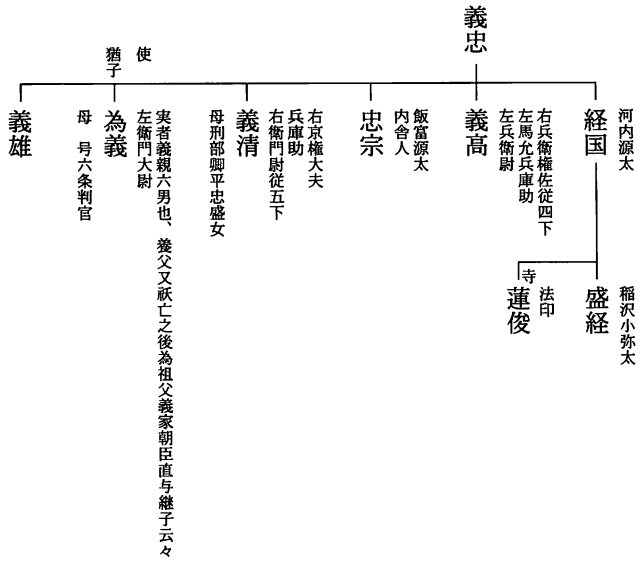
多い『尊卑』の言ふ、義光の関与を正しいとする事も不可能であるが、筆者は『尊卑』の為義出自記事の否定と北酒出本『源氏系図』の注記より、改めて事件の歴史的意義を明らかにし、義光関与の風説が生まれる背景を考へたい。

## 二、為義は義親子か

『尊卑』の源氏嫡流に付される注記に誤りの多い事は先に述べたが、為義の実父が義親で、義家により義忠の子とされ源氏の後継者とされたとする記述は果たして事実だらうか。『尊卑』の為義を見るに、義親(イ)、義忠(ロ)、義家(ハ①・②)の子として掲出される。イ「第一義家長子義親并二男義国流」



口(同前)



ハ①「第一義家長子義親并二男義国流」に

實者義親子也、義親歿伏之後、為祖父義家朝臣命、定義忠継子、而義忠又歿亡之間、孤露仍擬祖父繼嗣為一流正嫡者也

六条判官 從五下叙留 使 左衛門大尉

義家 — 為義

とあり、

②「第二義家五男為義嫡男義朝流」に再掲出して、

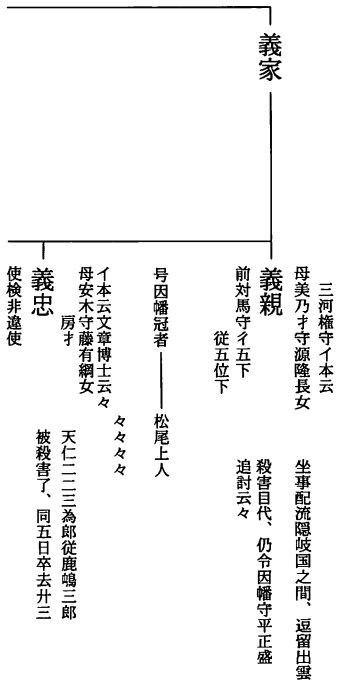
△為義事  
實者義親四男也、父謀叛滅亡之時、依為孤露幼穉、義家以四男義忠定繼嗣之日、即以為義可備嗣嫡之由命置之、義忠又不慮歿亡之間、以為義擬祖父直与継子、委附当流一跡、仍正嫡所帶文書兵具等悉承之畢  
B 保安四十七廿九〔直〕任左衛門〔少〕尉〔召進叔父義綱實、十四載〕、保延二十三辭尉、久安二正十三還任、同月廿六日軼大尉襲使宣旨〔五十二〕〔才〕、同六年叙從五位下〔叙留〕、久壽元十一廿二停任〔依息為朝鎮西惡行事〕  
C 治部允、中宮少進、左馬允、兵庫介、尾張介、伊予、相模、河内、下野〔種〕守、使左衛門大尉、從五位下叙留

義家 — 為義

母同義國中宮亮有綱女

として、源氏嫡流となる経緯が注記に示される。しかし詳細にその記事を検討すれば、ハ②Cで為義の母を義国と同じとする事はそれまでの説明と矛盾する。また為義は義綱追捕で無官より左衛門尉に任ぜられ、国守に任ぜられる事なく檢非違使で左衛門大尉に終はつたから、それ以外の官途は未確認で怪しい。またイ・ロで為義の兄弟(及びその子孫)の多くが他の史料に見いだされず、付される官位が高すぎる。その中で義信は『元亨釈書』に見えるが、その官位は不明である。

以上の点でより正確なのは北酒出本『源氏系図』である(図は判読不能)。





『尊卑』の注記に義忠死後に何人かが義家の実子として文書等を直伝させたところ、口に拠れば既に義忠の後継者とされてゐたとある以上、その意図が不可解な記事であるが、為義の嫡流相続が不慮の事件の結果ではなく、本来嫡子である義親の子で、且つ当初より義家により源氏の正嫡として定められたるたとする権威付けが『尊卑』注記の作為の動機であらう。ハ②Aでは正嫡所帯の兵具を為義が伝領したとあるが、物語『剣巻』にも、

義家ハ子ドモアマタ有リケレドモ、嫡子対馬守義親ハ出雲国ニテ謀叛ノ聞ヘ有二ヨツテ、因幡守正盛ヲ追討ノ使ニ被下テ、彼ノ国ニテウタレヌ。次男河内判官義忠、三男式部大夫義国是ラヘ譲ズシテ、四男六条判官為義、未ダミチノ国ノ四郎十三ニ成ケルニ、二劍ヲ譲リタリ。為義是ヲ譲リ得テ、アクル十四歳、伯父美乃守義綱、朝臣謀叛ノ由聞ヘケレバ、聽テ為義ヲ打手ニ被下ケル、義綱ハ甥ノ為義ガ打手ニ向ト聞ヘケレバ、家ノ名ヲモヲモワズシテ、本鳥ヲ切テ降人ニナリ、為義ガ手ニ取レ、ノボリケル。是モ劍ノ用トゾ覚ヘケル<sup>①</sup>

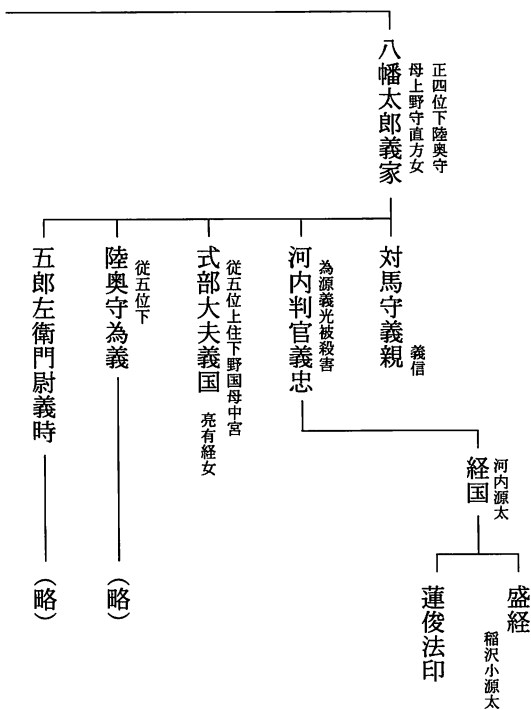
と為義が義家より直接名剣を譲られたとする記事があり、為義の嫡流継承を同様に理解してゐる。実態よりも高い官位も、源氏の地位を高める為であるが、『尊卑』の美濃三郎義明の最期の奮戦の誇張<sup>②</sup>からして、『尊卑』の注記は源氏功業ともいふべき物語の性格があり、未知の典拠に由来する可能性も考へられるだらう。

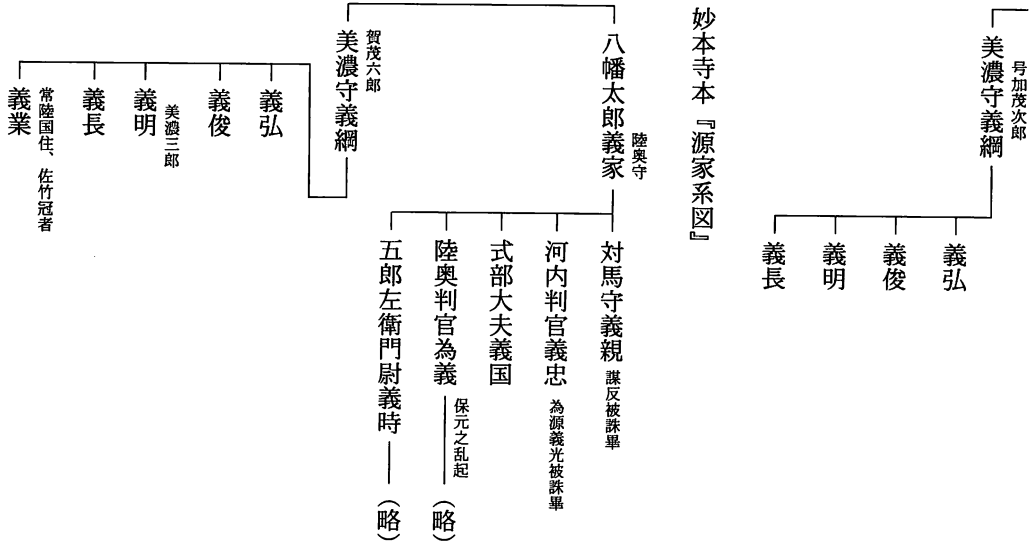
残された当時十四歳の為義少年が元來嫡子の地位を約束されてゐなかつたとすると、義忠の暗殺に源氏の後継者争ひの可能性は無かつたのだらうか。無論、義忠暗殺の首謀者を義光とする『尊卑』の関連記事はその史料性からして俄に従へないが、義綱一族の滅亡に義光関与の風評を生む事が果たしてなかつたか、改めて検討して見よう。

### 三、義光首謀説について

筆者は先に長楽寺本系『源氏系図』は『尊卑』と共通の系図より出てゐるとしたが<sup>③</sup>、義光の犯行とする簡略記事がある。同系の二本を挙げれば<sup>④</sup>、

長楽寺本『源氏系図』





とあるが、系図の呼称官位も妥当で（但し長楽寺本の「陸奥守為義」は誤り）、この注記を敷衍したのが『尊卑』の可能性があると見る事になる。但し現存の長楽寺本系『源氏系図』の最終的成立は中世後期であるから、問題の記事がその過程で『尊卑』の如き記事を略述して取り込まれた可能性を排除する事は出来ないだろう。しかし北酒出本にも別に義光の関与を疑はせる記事がある。

『尊卑』では鹿島冠者殺害が園城寺の快誉の房で成されたとあるが、義光は新羅社、園城寺に信仰が篤く、寺内に金光院を建立し、所領を寄進し、その院主に寺僧の長子覚義を据える<sup>55</sup>。その覚義に北酒出本が「天仁二正義忠死後无聞行方」とする<sup>56</sup>。正月は前記の通り系図の誤りだが、これは義忠暗殺事件との何らかの関連を窺はせる記事としてよい。但し覚義がこの時処分を受けたとする記録は見出せず、永久二年（一一一四）には覚義が覚義に所領を譲渡してをり<sup>57</sup>、義光が叙した大治二年（一一二七）には覚義は金光院に戻つてをり<sup>58</sup>、仁平元年（一一五一）に「兵衛尉身族之中、成幼少時猶子之契」のある義慶に金光院主職を譲るから<sup>59</sup>、事件後失踪した俣であつた事にもならない。従つてその注記の真偽に些か疑はしい所があり、やはり義光（一族）の関与を史実とする事はできないが、中世にはその風説のあつた事が確認されるのである。今見る『尊卑』の記事が大いにそれを敷衍したとしても、少なく共、義光一族を疑ふ見方があつた事は確かであつたのである。

#### 四、事件と義光一家

義光は後三年の役の際、兄義家の応援に無断で駆けつけた為、左兵



衛尉を解官され<sup>④</sup>、以後康和四年に刑部丞<sup>⑤</sup>と見えるが、天永二年には前官となつて<sup>⑥</sup>、以降永久二年（一一一四）七月に「前刑部丞源義光」<sup>⑦</sup>・同十二月に「刑部大夫」<sup>⑧</sup>とある。子の義業は当時、進士<sup>⑨</sup>、或は北酒出本の相模権守を官途とし、北酒出本に「長和二二廿七」（一〇一三）とあるが、『佐竹家系譜』「義業」<sup>⑩</sup>の考証通り、長承二年（一一三三）に五十七歳で没したとする注記に従へば義忠暗殺時、義業は三十三歳である。義光が官位に関して言へば兄二人に比べ不遇である事は確かだ、その滅亡により棟梁の座を狙へる受益者の位置にある事が後人の邪推を呼んだだけであらうか。但し白河院が所領争ひに際して「義光ハエヒスノ様ナルモノ、心モナキモノナリ」と、義光の暴発に危惧を抱いてゐたとする説話があり<sup>⑪</sup>、何より源氏内部での後継者決定、白河院の為義引き立ての具体が不明である以上、義光一族の思惑に実現性があつたか論ずる事も無理だが、事件の展開に全く没交渉でなかつた事は確かである。

先の義光の永久二年の覚義への讓状には甲賀郡柏木郷が見えたが（現水口町）、少なく共、義綱が逃れた甲賀山への通り道であつた。事件当時の同郷の領域、領有者は厳密に云つて不明であるが、当時義光所領とする義綱逃亡の幫助、或は朝廷への逃亡報告の可能性があり、義綱所領とする事件後の恩賞として義光が得た可能性が生じるからである。ここからは義光の関与の性質が見極め難いが、『尊卑』では義光と共謀したとされる快誉<sup>⑫</sup>の動きは普通ではない。快誉<sup>⑬</sup>は嘉承元年（一一〇六）四月より天永二（一一一一）年九月まで『殿曆』の二十八ヶ所に見えるが、一例を除き全て、

新造不空羅索等身供養之、其次同修法、阿闍梨懷誉三井寺（嘉承

二年三月四日条）

と忠実の祈祷・供養の導師として登場する。その唯一の例外が前掲の義忠暗殺後の二月十二日条で、しかも快誉より忠実を尋ねて来た事が記されてゐる。忠実が参院したのが十四日、「義忠殺害人沙汰」の為、院より使が来たのが翌十五日、義明の追捕が十六日であつた事からすると事件との何らかの関係を疑ひたくなるのである。そこに誣告があつたかは残念ながら明らかでないが、風説を生む様な動きはあつたとして良いのではないか。

#### 注

- (1) 中央公論社『日本の歴史 六 武士の登場』「東の源氏」（昭和四十年）
- (2) 『日本初期封建制の基礎的研究』II 二章「源氏内紛」の政治的背景（昭和五十一年、初出『日本歴史』三〇〇〔昭和四十八年五月〕）・小学館『日本の歴史 七 院政と平氏』（昭和四十九年）
- (3) 「院政期の源氏」（御家人制研究会編『御家人制の研究』所収、昭和五十六年）
- (4) 「十一世紀末期の河内源氏」（古代学協会編『後期摂関時代史の研究』所収、平成二年）・吉川弘文館『日本の時代史 七 院政の展開と内乱』（平成十四年）
- (5) 『佐竹家譜』一「義光」（秋田県公文書館蔵佐竹文庫蔵）
- (6) 近世の『長倉氏世系図』（佐竹文庫蔵）では「天仁元年二月源義忠背奉宣旨、義光奉勅、家臣以三田刑部渡辺源太等令討之」

として討伐を正当化してゐる。

- (7) 『西岡虎之助著作集』第二巻、第十二章「青史余歴」十七「源義忠殺害事件」・十八「源義綱と近江甲賀郡」（執筆年は不明）
- (8) 大日本古記録による。次の『百鍊抄』は新訂増補国史大系、『十三代要略』は続群書類従による。
- (9) 田中忠三郎氏旧蔵『年代記』では「追」を「進」とする（東大史料編纂所の紙焼写真による）。
- (10) 『百鍊抄』・『扶桑略記』康平六年（一〇六三）二月二十七日条。
- (11) 『扶桑略記』治暦四年（一〇六八）五月二十四日条・『江記』同七月二十一日条（木本好信氏編『江記逸文集成』による）。
- (12) 『水左記』承暦元年十一月二十六日条。次の『中右記』共に新訂増補史料大成による。
- (13) 『中右記』寛治七年（一〇九三）十月十八日条。
- (14) 『中右記』嘉保二年（一〇九五）十月二十三日条。
- (15) 『中右記』嘉保元年三月八日条。
- (16) 『尊卑』の義光の官途が同じく不正確である事は拙稿「『平家物語』の佐竹氏記事について」参照（『山形県立米沢女子短期大学紀要』四十四、平成二十年十二月）。
- (17) 美福門院の院号宣下は久安五年（一一四九）である。
- (18) 『中右記』承徳二年（一〇九八）十二月二十三日条。
- (19) 『中右記』康和二年（一一〇〇）十月二十二日条。『殿暦』康和五年十二月二十六日条。
- (20) 『中右記』嘉承二年（一一〇七）十月二十二日条裏書。又陽明文庫蔵『除目旧例』「直廬初度除目被任死欠并服者例」からすると兵衛尉を経てゐない事が分かる。
- (21) 『尊卑』では重実子の重遠が義家の婿になつたとする注記があるが、北酒出本にはその旨の注記はない。
- (22) 『百鍊抄』・『十三代要略』でも重実が冤罪であつたとはされてゐない。北酒出本と同系と思しき米沢市立図書館蔵『須田系譜』義忠注記には、「天仁二二四於江口遊君家、為美口二郎源義明被殺害了」と義明の関与を明確にして、鹿嶋冠者を出さない。但し同系図の史料的价值については別に論じたい。
- (23) 『長秋記』大治五年十一月十三日条。此処では東大史料編纂所蔵の東山御文庫本の写真帳による。
- (24) 『殿暦』天仁二年三月十日条。
- (25) 『本朝世紀』久安二年正月二十三日条。
- (26) 『清和源氏系図』（続群書類従）に義親子として義信、義俊、義音、義行が見えるが、義俊以下が他書に見えず、何に拠るか不明。
- (27) 秋田県立公文書館佐竹文庫（宗家）蔵本。
- (28) 但し義家子の覚豪・増珍・信実は未確認である。
- (29) 『渋川系図』（同系図については近時発表予定）、尊経閣文庫蔵『帝皇系図』・宮内庁書寮部蔵『源氏諸流系図』・菊大路本『清和源氏系図』（東大史料編纂所蔵紙焼写真）、延慶本『平家物語』「源氏系図」（汲古書院影印）。
- (30) 『台記』康治元年八月三日条。『保元物語』でも義親・義忠との関係に触れない。
- (31) 『完訳日本の古典四十五 平家物語四』所収の長禄本による。

- 半井本『保元物語』下「為義最後ノ事」にも「八幡太郎義家ガ四男也」とある（未刊国文史料『保元物語（半井本）と研究』による）。
- (32) 『平家』の信連合戦、『承久記』の伊賀判官光季合戦の奮戦の様式に通ずる。
- (33) 「長楽寺本『源氏系図』成立試論」（『山形県立米沢女子短期大学附属生活文化研究所報告』三十三、平成十八年三月）
- (34) 長楽寺本は『群馬県史 五 中世編一』所収。次の妙本寺本は『千葉県の歴史 資料編 中世三』に所収。内閣文庫本も大略同。
- (35) 『園城寺伝記』三所収（大日本仏教全書）。猶、『寺門伝記補録』十五「快覚<sup>（喜）</sup>」には、「初住花林房、後西蓮坊」とあり、これに依れば甥の覚義に花林房主職を譲つたと考へられ、快誉と覚義が師弟関係にあつたと推定される。
- (36) 当該箇所は(16)の拙稿に翻刻（同系の御霊神社本にはない）。『須田系譜』には快誉・覚義を掲出せず、別人と混同する。『渋川系図』には「金光院々主」・「刑部阿闍梨」・「花林房」の注記がある。
- (37) 「源義光処分状写」（『園城寺伝記』三三）
- (38) 『後拾遺往生伝』中「入道前刑部丞源義光」（日本思想大系『往生伝 法華験記』）
- (39) 「覚義処分状写」（『園城寺伝記』三三）。この兵衛尉は兄弟の義定か。
- (40) 『大府記』寛治元年八月二十九日条（『大日本史料』三之一、寛治元年九月二十三日条所収）・『本朝世紀』同九月二十三日条。
- (41) 『殿暦』康和四年二月三日条（大日本古記録）。
- (42) 『殿暦』天永二年九月二十四日条。
- (43) 『寺門伝記補録』二所収「源義光処分状写」（『平安遺文』補四〇）
- (44) 『殿暦』永久二年十二月二十九日条。
- (45) 『除目大成抄』「大学寮文章生注進」によれば、永久三年三月一日に文章生に補せられる。米谷豊之祐氏「佐竹家の祖―源義業―」（『古代文化』五十四ノ六、平成十四年六月）参照。
- (46) 秋田県立公文書館佐竹文庫（宗家）蔵本。
- (47) 『十訓抄』九ノ二、古典文庫の片仮名本による。
- (48) 『伝法灌頂血脈譜』に「久寿三二十七卒 八十二」とある（『園城寺文書七』所収）。
- (49) 嘉承二年六月二十七日条・同八月十九日条・天永元年十月五日条以外は懷誉と記される。